

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一の二（第一百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) (211)（略）</p> <p>(212)</p> <p>(±) 一六―(五―クロロ―二―ピリジル)―六・七―ジヒド          ロー七―「(四―メチル――ピペラジニル)カルボキシ」          ―五H―ピロロ「三・四―b」ピラジン―五―オン（別名ゾ          ピクロン）及びその製剤</p> <p>(213)</p> <p>N―(五―クロロピリジン―二―イル)―N'―「(一S・          二R・四S)―四―(ジメチルカルバモイル)―二―(五―          メチル―四・五・六・七―テトラヒドロ「一・三」チアゾロ          「五・四―c」ピリジン―二―カルボキサミド)シクロヘキ          シル」オキサミド（別名エドキサバン）、その塩類及びそれ          らの製剤</p>	<p>別表第一の二（第一百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) (211)（略）</p> <p>(212)</p> <p>(±) 一六―(五―クロロ―二―ピリジル)―六・七―ジヒド          ロー七―「(四―メチル――ピペラジニル)カルボキシ」          ―五H―ピロロ「三・四―b」ピラジン―五―オン（別名ゾ          ピクロン）及びその製剤</p> <p>（新設）</p>

(214) | (±) (E) | 「四 | (ニ | クロロフェニル) | ー | ー | 三 | ジ  
チオラン | ー | ニ | イリデン」 | ー | ー | イミダゾリルアセトニトリ  
ル (別名ラノコナゾール) 及びその製剤

(215) |  
↳ (439) |  
(略)

(440) | (十) | L | ー | バリン | 二 | ー | 「(ニ | アミノ | ー | ー | 六 | ジヒドロ  
ー | 六 | オキソ | ー | 九 | H | プリン | ー | 九 | イル) | メトキシ」 | エチ  
ルエステル (別名バラシクロビル) 、その塩類及びそれらの  
製剤

(441) | パンクレリパーゼ及びその製剤

(442) | ヒアルロン酸ナトリウム架橋処理ポリマー及びその製剤

(443) |  
↳ (628) |  
(略)

(213) | (±) (E) | 「四 | (ニ | クロロフェニル) | ー | ー | 三 | ジ  
チオラン | ー | ニ | イリデン」 | ー | ー | イミダゾリルアセトニトリ  
ル (別名ラノコナゾール) 及びその製剤

(214) |  
↳ (438) |  
(略)

(439) | (十) | L | ー | バリン | 二 | ー | 「(ニ | アミノ | ー | ー | 六 | ジヒドロ  
ー | 六 | オキソ | ー | 九 | H | プリン | ー | 九 | イル) | メトキシ」 | エチ  
ルエステル (別名バラシクロビル) 、その塩類及びそれらの  
製剤

(新設)

(440) | ヒアルロン酸ナトリウム架橋処理ポリマー及びその製剤

(441) |  
↳ (626) |  
(略)